

意見書案第 4 号

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並び
に行き届いた教育の実現を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり
提出する。

令和 7 年 9 月 2 6 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	武 藤 俊 宏
賛成者	同	野 田 広 吉
同	同	古 市 正
同	同	石 井 麻 理
同	同	安 藤 多恵子
同	同	上 田 博 之

国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上並び に行き届いた教育の実現を求める意見書

学校現場では、いじめや不登校、外国につながるのある子供など、様々な支援を必要とする複雑かつ困難な対応が増加しているが、本来配置されるべき教職員の定数をフルタイム勤務者で満たすことができないため、短時間勤務者を配置せざるを得ないなど、多忙化と配置の課題は深刻度を増している。

また、単年度予算措置である加配教員や、支援学級教員の正規配置は、対象期間が流動的であるため、正規教員の採用、配置をちゅうちょせざるを得ない状況を生み出している。少子化の下でも、教職員を持続的かつ安定的に確保するとともに、全ての教科への教員配置を実現するため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）改正による、抜本的な定数改善が必要である。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどは必要不可欠となっており、多様な専門性を有する者がそれぞれの役割を発揮し、指導、相談体制を充実させるためには、国の予算において、全ての学校に常勤配置する必要がある。

全国どこでも一定水準の教育を受けられるのが義務教育であり、憲法上の要請である。自治体の財政力によって教育格差が生まれることがないように、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元することが望まれる。

よって、国においては、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であることを認識し、令和8年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持、向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続、拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償給与制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の改正を検討すること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子供と向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、スクールサポートスタッフ、介助員などの専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

- 4 子供たちの心に寄り添うための、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月26日

綾瀬市議会議長 齊 藤 慶 吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
文部科学大臣 あて

(提案理由)

義務教育費国庫負担制度を存続・拡充し、義務教育教科書無償給与制度を継続するとともに、行き届いた教育を実現するための予算を確保・拡充することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。